

障害者雇用納付金制度について

I 制度の基本的な考え方

障害者雇用納付金制度は、身体障害者または知的障害者の雇用に伴う経済的負担に着目し、経済的側面から事業主の身体障害者または知的障害者の雇用に関する社会連帯責任の履行を求めようとする制度である。

すなわち、納付金制度は、まず第一に、法定雇用率未達成の事業主からその不足数に応じて納付金を徴収し、これを原資として、法定雇用率を超えて身体障害者又は知的障害者を雇用する事業主に対して、調整金を支給することにより、事業主間の身体障害者又は知的障害者の雇用に伴う経済的負担の平等化のための調整を図り、もって身体障害者又は知的障害者の雇用に関する事業主の共同連帯責任の円滑な実現を目的とするものである。

また、併せて、身体障害者又は知的障害者を雇用する事業主に対する助成、援助を行うことにより、身体障害者又は知的障害者の雇用を容易にするものであり、これらにより、全体として身体障害者又は知的障害者の雇用水準を引き上げようとするものである。

Ⅱ. 納付金等の額について

- ① 納付金の額は、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第54条第2項で、雇用率に達するまで身体障害者又は知的障害者である者を雇用するものとした場合に当該身体障害者又は知的障害者である者1人につき通常必要とされる1月当たりの特別費用（身体障害者又は知的障害者である者を雇用するために特別に必要とされる費用）の額の平均額を基準として定めるよう規定されている。
- ② 調整金の額は、法第50条第2項で、雇用率を超えて新たに身体障害者又は知的障害者である者を雇用するものとした場合に当該身体障害者又は知的障害者である者1人につき通常追加的に必要とされる1月当たりの特別費用の額の平均額を基準として定めるよう規定されている。
- 特別費用については、公共職業安定所の職員が対象事業所を訪問するという方法で実態調査（詳細については次頁参照）を行い、当該実態調査により雇用率の達成、未達成に関係なく身体障害者又は知的障害者である者の雇用に伴う1月当たりの特別費用の額の平均を求めると37,000円となる。
- 次に、通常身体障害者又は知的障害者である者の雇用数が増加するに応じて1人当たりの特別費用が逡減する実態にあることから、実態調査を基に平均的規模の企業モデルとして計算し、①の費用と②の費用との比率を算出する。その結果は平均費用を1とした場合、①の費用は1.546倍、②の費用は0.743倍となる。従って、納付金及び調整金を決定すべき基準となる額は次の通りとなる。

<納付金>

$$\begin{array}{l} \text{[平均額]} \qquad \qquad \qquad \text{[格差]} \\ 37,000円 \times 1.546倍 = 57,202円 \div \underline{50,000円} \end{array}$$

<調整金>

$$\begin{array}{l} \text{[平均額]} \qquad \qquad \qquad \text{[格差]} \\ 37,000円 \times 0.743倍 = 27,491円 \div \underline{27,000円} \end{array}$$

- なお、報奨金の額については、報奨金は、納付金を納付しない中小企業に対して支給するものであることから、雇用率を超えて特に多数の障害者を雇用している事業主に支給するとともに、調整金より低い支給額として、1月あたり1人21,000円を支給しているところである。

Ⅲ. 特別費用の実態調査について

- 障害者雇用納付金及び障害者雇用調整助成金の基礎となる調整基礎額及び単位調整額を定めるため、身体障害者又は知的障害者を雇用するものとした場合の1月当たりの特別費用^{*}の実態を把握する調査を公共職業安定所の職員が対象事業所を訪問して行っている。

※ 身体障害者又は知的障害者である者を雇用する場合に必要な施設又は設備の設置又は整備その他の身体障害者又は知的障害者である者の適正な雇用管理に必要な措置に通常要する費用その他身体障害者又は知的障害者である者を雇用するために特別に必要とされる費用をいう。

- 対象となる費用は以下のとおり。

1. 雇入れのための施設等特別費用

障害者を雇い入れるための施設又は設備の設置その他整備に要した費用。

2. 雇入れのための雇用管理特別費用

① 賃金等

- ・ 障害者に対して特別に加算し支給される場合の手当（通勤費の特別加算等）

② 福利厚生費

- ・ 住居費（賃借料、維持管理費、損害保険料等）
- ・ レクリエーション等費

（例 運動会等の各種行事に参加するために特別に要した費用（介護者に対する謝礼等））

- ・ 通勤（例 通勤バス等に関する費用（減価償却費、駐車場借料等））

③ 教育訓練費

- ・ 講師、訓練指導員等の手当、謝礼等
- ・ 教材費、会場借料、講習会参加費等

④ 特別な有給休暇に係る賃金

所定の有給休暇を超えて与えた有給休暇に係る当該障害者の賃金

⑤ 雇用に伴う間接的経費

- ・ 作業補助員・相談員の賃金等
- ・ 障害者受入に伴う他の職員の研修等

(参考) 参照条文

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）

(納付金関係業務)

第四十九条 厚生労働大臣は、身体障害者又は知的障害者の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、次に掲げる業務（以下「納付金関係業務」という。）を行う。

- 一 事業主（特殊法人を除く。以下この節及び第六節において同じ。）で次条第一項の規定に該当するものに対して、同項の障害者雇用調整金を支給すること。

(第二号から第十一号まで 略)

- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする。

(障害者雇用調整金の支給)

第五十条 機構は、政令で定めるところにより、各年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）ごとに、第五十四条第二項に規定する調整基礎額に当該年度に属する各月（当該年度の中途に事業を開始し、又は廃止した事業主にあつては、当該事業を開始した日の属する月の翌月以後の各月又は当該事業を廃止した日の属する月の前月以前の各月に限る。以下同じ。）ごとの初日におけるその雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数の合計数を乗じて得た額が同条第一項の規定により算定した額を超える事業主に対して、その差額に相当する額を当該調整基礎額で除して得た数を単位調整額に乗じて得た額に相当する金額を、当該年度分の障害者雇用調整金（以下「調整金」という。）として支給する。

- 2 前項の単位調整額は、事業主がその雇用する労働者の数に第五十四条第三項に規定する基準雇用率を乗じて得た数を超えて新たに身体障害者又は知的障害者である者を雇用するものとした場合に当該身体障害者又は知的障害者である者一人につき通常追加的に必要とされる一月当たりの同条第二項に規定する特別費用の額の平均額を基準として、政令で定める金額とする。

(第3項から第5項まで 略)

(障害者雇用納付金の徴収及び納付義務)

第五十三条 機構は、第四十九条第一項第一号の調整金及び同項第二号から第八号までの助成金の支給に要する費用、同項第八号の二及び第九号の業務の実施に要する費用並びに同項各号に掲げる業務に係る事務の処理に要する費用に充てるため、この款に定めるところにより、事業主から、毎年度、障害者雇用納付金（以下「納付金」という。）を徴収する。

- 2 事業主は、納付金を納付する義務を負う。

(納付金の額等)

第五十四条 事業主が納付すべき納付金の額は、各年度につき、調整基礎額に、当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に基準雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の合計数を乗じて得た額とする。

- 2 前項の調整基礎額は、事業主がその雇用する労働者の数に基準雇用率を乗じて得た数に達する

までの数の身体障害者又は知的障害者である者を雇用するものとした場合に当該身体障害者又は知的障害者である者一人につき通常必要とされる一月当たりの特別費用（身体障害者又は知的障害者である者を雇用する場合に必要な施設又は設備の設置又は整備その他の身体障害者又は知的障害者である者の適正な雇用管理に必要な措置に通常要する費用その他身体障害者又は知的障害者である者を雇用するために特別に必要とされる費用をいう。）の額の平均額を基準として、政令で定める金額とする。

- 3 前二項の基準雇用率は、労働者の総数に対する身体障害者又は知的障害者である労働者の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも五年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める。

（第4項 略）

第五十五条 前条第一項の場合において、当該事業主が当該年度において身体障害者又は知的障害者である労働者を雇用しており、かつ、同条第二項に規定する調整基礎額に当該年度に属する各月ごとの初日における当該事業主の雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数の合計数を乗じて得た額が同条第一項の規定により算定した額に達しないときは、当該事業主が納付すべき納付金の額は、同項の規定にかかわらず、その差額（第七十四条の二第四項及び第五項において「算定額」という。）に相当する金額とする。

- 2 前条第一項の場合において、当該事業主が当該年度において身体障害者又は知的障害者である労働者を雇用しており、かつ、同条第二項に規定する調整基礎額に当該年度に属する各月ごとの初日における当該事業主の雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数の合計数を乗じて得た額が同条第一項の規定により算定した額以上であるときは、当該事業主については、同項の規定にかかわらず、納付金は、徴収しない。

（第3項 略）

附 則

（三百人以下の労働者を雇用する事業主に係る納付金及び報奨金等に関する暫定措置）

第四条 常時三百人以下の労働者を雇用する事業主（特殊法人を除く。以下この条において同じ。）

については、当分の間、第四十九条第一項第一号、第五十条並びに第三章第二節第二款及び第六節の規定は、適用しない。

- 2 厚生労働大臣は、当分の間、常時三百人以下の労働者を雇用する事業主に対して次項の報奨金及び第四項の在宅就業障害者特例報奨金（以下「報奨金等」という。）を支給する業務を行うことができる。
- 3 厚生労働大臣は、当分の間、厚生労働省令で定めるところにより、各年度ごとに、常時三百人以下の労働者を雇用する事業主のうち、当該年度に属する各月ごとの初日におけるその雇用する身体障害者又は精神薄弱者である労働者の数の合計数が、当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に第五十四条第三項に規定する基準雇用率を超える率であつて厚生労働省令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の合計数又は厚生労働省令で定める数のいずれか多い数を超える事業主（以

下この条において「対象事業主」という。) に対して、その超える数を第五十条第二項に規定する単位調整額以下の額で厚生労働省令で定める額に乗じて得た額に相当する金額を、当該年度分の報奨金として支給する。

(第4項から第13項まで 略)

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）

（単位調整額）

第十五条 法第五十条第二項に規定する単位調整額は、二万七千円とする。

（調整基礎額）

第十七条 法第五十四条第二項に規定する調整基礎額は、五万円とする。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）

附 則

（法附則第四条第三項の厚生労働省令で定める率、数及び額）

第三条 法附則第四条第三項の厚生労働省令で定める率は、百分の四とする。

2 法附則第四条第三項の厚生労働省令で定める数は、七十二人とする。

3 法附則第四条第三項の厚生労働省令で定める額は、二万一千円とする。